

地主的土地清掃と南部民衆運動の交錯

——合衆国ミンシッピ・デルタ北辺部

の二事例（一九三九年・一九六〇年）の分析——

藤岡 惇

一 はじめに

(1) 問題

アメリカ史の流れを大把みすれば、奴隷制度ないしその遺制を除去しようとする民衆の運動の高揚をほぼ三度にわたってみいだすことができる⁽¹⁾。

その第一は、いままでもなくプランターの土地所有制の解体^{II}土地革命を最大の焦点として闘われた南北戦争から「再建」期の時期である。

その第二は、一九三〇年代であって、労働運動の全国的高揚とも結びついて再度南部のプランテーション地帯で土地革命の戦略が提起され、大土地所有制の除去が真剣に試みられた時期である。と同時にこの期は、前稿で跡づけたようにプランテーションの構造変化が、いわゆる「地主的土地清掃」のかたちで、始まった時期でもある。

った⁽²⁾。

そして最後は、あの一九五〇年代後半から七〇年代初頭の公民権運動の時期である。五四年の公立学校の人種隔離制への違憲判決、翌年のモンゴメリーでのバスボイコット闘争をきっかけに南部の都市部の黒人労働者・小市民層を担い手として燃えあがったこの運動は、六〇年代には次第にプランテーション農業地帯へも波及・浸透し、南部社会全体に拭いがたい影響を残すこととなった。

ところで、これら南部の「民主的再建」を志向する民衆運動の三つの時期、とりわけ第二と第三の時期の相互の結びつきをおさえないければ、公民権運動の正確な理解は到底不可能であろう。本稿はこの点を念頭におきながら、第二期・第三期に生じた若干の民衆運動の実例に光を投じ、両時期の統一的理解のためのおしを探らうとする試みであり、今後公民権運動の経済学的総括にすむための一準備作業にすぎない。

(2) 対象の限定と資料

われわれはまず次節で、一九三〇年代の小作農の抵抗運動の一事例として、三九年、ミズーリ州ブワツヒール Bootheel 地域で生じた土地追いたて反対闘争をとりあげる。この運動は、三〇年代の小作農運動が成長から衰退・破局に一転する画期に生じた、いわば最後の大規模な闘争であり、三〇年代の全運動の総括的評価のために、無視することのできない事件であった。⁽³⁾ この闘争についての、ほぼ唯一の本格的な研究書が、Louis Cantor, *A Prologue to the Protest Movement: The Missouri Sharecroppers Roadside Demonstration of 1939*, Duke Univ. Press, 1969 である。聞きとり・手稿などを駆使した同書によって、始めてこの事件の全容が発掘・復

元されたといっても過言ではない。本稿では、同書を素材とし、不十分な点はセンサス統計などで補いながら、この事件の経済学的意味を考えてみたい。

つぎに第三節では、同じミシシッピ・デルタ棉作地帯北辺部に属するテネシー州ファイエット Fayette 郡において、一九六〇年以降本格化する公民権運動の事例を分析する。同郡は、プランテーション地帯のなかでは外部の公民権運動家の介入以前に、いちはやく自力で有権者登録運動を展開しえた先進地域であり、旧秩序の牙城 || プランテーション地帯での運動展開のありかたを探るうえで、有力な判断材料となるものである。分析資料としては、公民権運動家 Robert Hamburger の取材した同郡の黒人民衆からの聞き書き集 *Our Portion of Hell, Fayette County, Tennessee: An Oral History of the Struggle for Civil Rights, 1973*, Links Books (N. Y.) を利用する。⁽⁴⁾

- (1) 同様の把握にめぐって、D. H. Grubbs, *Cry from the Cotton: The Southern Tenant Farmers' Union and the New Deal*, 1971, p. 135 および上杉忍「アメリカ南部棉作プランテーション地域における農民・農業労働者のたたかい(一九三二—一九三六)』『歴史学研究』四二六号、一九七五年十一月、一ページを参照。
- (2) この点の詳細は、さしあたり拙稿「プランテーションの経済構造」『土地制度史学』七〇号、一九七六年一月、および「地主的土地清掃と南部経済の変貌過程」『経済科学通信』一八号、一九七八年三月を参照のこと。
- (3) この事件の概要については、すでに秋元英一「FSA 政策史略説」『経済系』一〇〇号、一九七四年五月、のなかで、簡潔な紹介がなされている。同論文、一一三—一四ページを参照されたい。
- (4) 同書の入手には、坂本和一教授のお手数を煩わした。記して感謝したい。

二 ミズーリ州ブワツヒール地域・一九三九年

(1) 対象地域の概観

ここでとりあげる「ブワツヒール」とは、ミズーリ州の南東の隅に位置し、南をテネシー・アーカンソー両州に接し、東をイリノイ州に面し、その形状から「長靴のかかと」bootheelと呼ばれた地域である（第一図参照）。
経済地理学上この地域は、あの肥沃なミシシッピ川デルタに広がる棉作プランテーション密集地帯の北端部をかたちづくっている。つまりブワツヒールとは、奴隷制の北辺をめぐるあの一八二〇年の妥協の地ミズーリ州の一角に、再びせりだしてきた南部プランテーション制度の北方の前哨なのである。

この地域は元来、ミシシッピ川の氾濫原であり、南北戦争後も森林のおい茂る、ほとんど無人の沼沢地であった。有名なヤズー・ミシシッピデルタの開発が本格化する⁽¹⁾のが、一八八〇年頃であるが、このデルタ地帯開発の動きは、その後ミシシッピ川沿いに北上し、一八九〇年頃にこの地域の開発が始まることになる。

その開発方式は、ヤズー・ミシシッピデルタのパターンのほぼ忠実な再現であった。すなわち、まず最初に製材資本によって森林資源が伐採しつくされ、例によって森林貴族 timber barons に夢のような致富の機会を提供した。そして一九〇五年以降川沿いに、数百マイルにわたって堤防が築かれ、従来の冠水地帯に残る沼沢地の排水作業が精力的にすすめられた。こうして合衆国に残る最後の本格的フロンティアの一つと喧伝されたこの地域は、しだいに肥沃な農業地帯に——例によって暗躍する土地投機資本に莫大な富を保証しながら、変貌してい



第1図 合衆国南部略図

一五八(六二〇)

ったのである(2) (実際ブウツヒール七郡内の農業不適地は、一九三〇年には僅か三%まで激減した(3))。

開拓には巨額の経費と堤防維持費を要すことから、ブウツヒールもまたデルタ全域の通則どおり、大土地所有制の優勢な地域となることは避けられなかった(4)。そしてこの大土地所有の実権を握ったものは、一九一〇年代のデルタへの棉花害虫 boll weevil の襲来を逃れて、この未汚染の処女地に北上してきたプランターたちであった。それに伴い、ミシシッピ州などデルタ地帯の中心部から大量の小作農が誘致・吸引され(5)、深南部とほとんど同一の型の「小作」制(シェア cropping 制)がもちこまれ、急速に根づく結果となった。こうして一九二〇年代

第1表 ブウツヒール農業の実態 (1935年)

	農場数	小作農の比率%	黒人農場の比率%
ミズーリー州	278,454	38.3	1.9
ブウツヒール7郡	24,099	73.6	15.0
ニューマドリッド	4,267	89.7	} 26.6
シンシッピ	2,287	89.4	
ペミスコット	4,457	81.0	} 10.1
スコット	2,004	73.8	
スタンクリン	3,659	69.1	1.8
スタッドアー	4,475	61.7	6.3
バトラー	2,950	50.4	4.3

出所) 1940 Census of Agriculture vol. 1 pt.2 pp.244-263

になってようやく、この地域は新興のプランテーション地帯に成長するわけである(第二図参照)。

実際、棉花の作付面積は、一九二〇～二五年の間に一挙に三・三倍に増加し、一九三〇年代にはミズーリー州の棉花生産のほとんど(九八・五%)は、ブウツヒール七郡が独占するに至った。⁽⁶⁾

次掲の一九三五年の統計によると(第一表参照)、小作農場は、ブウツヒール全農場二・四万余の実に七三・六%に達しており、特にミシシッピ川沿いのニューマドリッド、ミシシッピ両郡では九〇%弱、ペミスコット郡では八〇%強という高率であった。「小作」制の成長にしたがい、黒人農民の流入もめだつようになり、とくに上

記三郡では農場数の1/4強(二六・六%)を占めていた。とくに黒人のばあい、白人とくらべてクロッパーや農業賃労働者の比率が高く、⁽⁷⁾上記三郡の黒人農業人口は家族も含め、一六、二二〇人を数え、農業総人口の約1/8程度に達していたようである。⁽⁸⁾

なおこの地域のプランテーション制度形成にかんして特に興味深いのは、繰棉業者 Cotton Ginner の果した重要な役割である。すなわち一九二〇年代以降の棉作の拡大とともに、原料たる棉花を確保し支配するため、繰棉業者たちが積極的に生産過程にのりだす傾向がよまった。彼らは自己所有やリースを介して、直接広大な土地の経営権を握った(たとえば、一九三九年のニューマドリッド郡の調査によると、この郡の全農場面積の1/4は、彼らの直接的支配下にあったという)⁽⁹⁾。こうして自らプランターを兼ねることにな

った彼らは、概ね直営Ⅱ賃労働制よりも小作農に棉花をつくらせる方を好んだ（小作制プランテーション¹⁰）。他方これとは別に、近在の自作農民たちの棉花を貨幣や原料の前貸関係を介して取得する間接的方法も広くとられた。

こうしてニューマドリッド郡のばあい、繰棉業者Ⅱプランターが、この郡産の棉花の半分近くを、直接・間接に支配Ⅱ取得したという¹¹。最終の仕上げ工程を担う資本家が、中間工程の小生産者を間屋制前貸の諸形態の網の目からめとって支配下におくというのは、すでに工業諸部門ではおなじみの事態であるが、これと酷似した生産関係が、ブウツヒールの棉作のばあいにも展開したわけである。

（2）地主階級の土地清掃への転換と小作農運動

① 全般的状況

ニューディール期に南部農業政策をめぐって熾烈に展開された階級闘争の詳細については、別稿に譲るとして、ここでは以下の行論に必要なかぎり、ごく基本的な大筋を確認しておくにとどめよう。

シェアクロッピング制とは元来、大量の従順な労働力を安定的に確保するため、働き手を最大限土地にひきとめようとする制度であった。そのためにプランターは、債務関係・家父長制的温情・体罰など可能なあらゆる手段を駆使して、小作農を自己の土地にひきとめようと競いあったのである。

ところが一九三〇年代に入ると、南部全域で土地ひきとめから土地追いたての方向に、プランターの態度が大きく転換し、シェアクロッピング制は、成長から衰退に転じはじめるに至った¹²。つまり地主的土地清掃——伝統的な土地制度の地主による地主のための破壊が、しだいに本格化したのである。

この転換は、主として次の三点から説明することができる。

その第一点は、農業の機械化・集約化からの要求である。農業調整法(AAA)の作付制限政策によって促進された生産力上昇の必要性(より狭い土地からより多くの生産を)は、旧式の技術と孤立分散的農耕を特徴とするシェアクロッピング制の維持と根本的に矛盾するからである。

第二に、大恐慌の到来による大量の失業者群の出現は、土地ひきとめによる労働力確保の必要性自体を消滅させるものであった。

第三に、AAAの作付制限等の補償金独占の思わくである。ニューディール農政のもとでは、プランテーションを小作制によって経営すれば補償金を小作農と分けあう義務が生じたが、小作農を賃労働者におきかえて直営すれば、その全額をプランターが独占できたのである。⁽¹³⁾

地主の土地清掃の立場への転換にともない、逆に小作農側は、土地にしがみつくこうとする姿勢を強めた。次の指摘は、両者の立場の逆転ぶりを象徴的に示している。すなわち「ぬけめのないクローパーは、言葉たくみにプランターを説いて前貸額をふやさせ、収穫後も債務が滞るように工夫した。債務を残した者をプランターは、よもやおいたてまいという思わくにもとづいて」。⁽¹⁴⁾

さて一九三〇年代は、プランターの搾取・抑圧に抗して、小作農たちの運動が未曾有の勢いで燃えあがった時期でもある。たとえば一九三一年六月、合衆国共産党の強い影響下で結成された Share Croppers Union (SCU) は、タプラーサ郡キャンプヒルやリールタウンでの苛烈な弾圧事件にもかかわらず、アラバマ黒土地帯周辺の黒人小作農の間に深く浸透した。⁽¹⁵⁾ またアーカンソー州北東部で生じたクローパー四〇家族の追いたて事件を契機に、

社会党の援助を得て三四年七月に結成された Southern Tenant Farmers' Union (STFU) は、⁽¹⁶⁾ ミシシッピ・デルタ周辺部に強力な抵抗組織をつくりあげていった。そして、これらの組織は若干の個性差をもちつつも、土地追いたての阻止⁽¹⁷⁾ 小作権の拡充を要求したり、小作制の廃止という農民的土地革命のスローガンをかかげた点では共通していた。

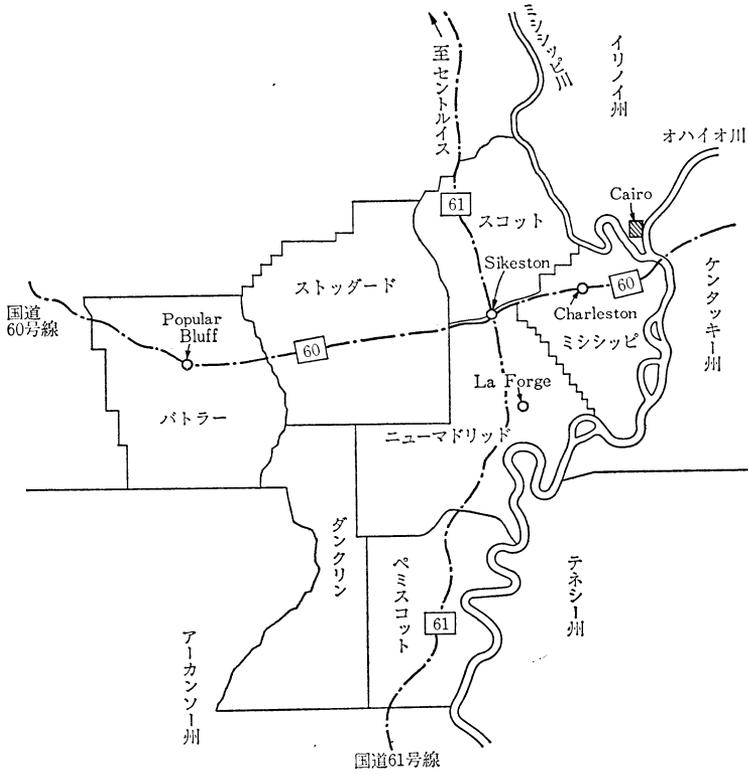
こうして一九三〇年代には、もはや小作制の破壊の是非ではなく、その破壊の具体的方法をめぐる闘争——すなわちその地主的破壊⁽¹⁸⁾ 地主的土地清掃の路線と、その農民的破壊⁽¹⁹⁾ 土地革命の路線との対立が、歴史の前面におしだされるに至ったのである。

② ブウツヒールの事態

新興のこの地帯でも小作農の土地追いたて事件は、(他地域よりかなり遅れて)一九三七年頃を境に大規模に発生しはじめた。たとえば三七年には、Sikeston 周辺で二一家族、チャールストンの東七マイルの Wyatt で二五家族など、大量の土地追いたての事例が報告されている⁽¹⁸⁾ (第二図参照)。

さらに翌三八年になると事態は急激に深刻化し、追いたての波は劇的な高まりをみせようとしていた。三八年度のこの新事態は、同年から作付制限補償金のシェアクローパーへの配分割合が二五%から五〇%にひき上げられたことと直接関連していた。この農業調整法の改正は、いわば両刃のやいばであった。というのはクローパーの小作権が比較的強く認められていた高南部諸地域などでは、この改正は確かにクローパー側の地歩をある程度強めるのに役だつものであった。しかし他方プランターが、全能に近い権力をふるう深南部のプランテーション地帯では、この改正は、逆にクローパーを賃労働者に転換することによって補償金を独占しようとするプラン

地主的土地清掃と南部民衆運動の交錯（藤岡）



第2図 ブーツヒール7郡の概観

ター側の姿勢を強めたにすぎないからである。そしてこの後者の傾向は、ブーツヒールのように家父長制的関係の比較的希薄な新興地帯では、いっそう赤裸々にあらわれたのである。

なるほどSTFUの猛運動によって、補償金独占めあての小作農追いたては、違法行為として禁止されてはいた。⁽¹⁹⁾

しかし小作農が政治的無権利状態におかれていた地域では、この禁止規定もまた、實際上無力な空文句に近いものであった。なぜならプランター階級の執拗なまきかえしの結果、

現実に小作農追いたてが生じたばあい、これが上記禁止規定に該当する違法行為か、それとも「真にやむをえぬ」事由にもとづく適法のものかの最終的判断は、現地の郡委員会(プランテーション地帯では事実上プランターの独裁的機関)に委ねられることとなったからである(またしても地方分権主義の勝利)。

こうして土地追いたての免罪符を手にしたプランターたちによって、三八年末のブウツヒールには空前の規模の土地追いたてが、せまりきたることとなった。

③ 抵抗主体の成長

前述したSTFUは、三五年秋の棉摘みストの高揚、三六年五〇七月の除草ストの苦闘や一連の追いたて反対闘争の展開のなかで、次第にその勢威を高め(三九年には、アーカンソー州を中心に公称組合員三・五万人以上に成長)、その影響はブウツヒールにも及んだ。

この地域でSTFU運動の中心的リーダーとなったのは、ウィットフィールドOwen H. Whitfield (1892-)という黒人シェアクロッパーであった。有能な組織者であった彼は、巡回説教師という副業を利用してブウツヒール全域をまわり、三八年末には、二〇支部五〇〇〇人のSTFU組織をつくりあげたといわれる(彼は、三七年STFUの副会長になり、同年CIOによって創設された農業関連産業を包括する組合組織UCAPAWAに、翌年STFUが加入すると、後者の副会長にも就任した)。

ところでこの地域には、STFU運動の発展を助けた二つの独特な事情があった。その一つは、STFU運動を保護・支援する異色のプランター——ミシシッピ郡チャールストンに住み、一千エイカの土地と二〇家族のクロッパーを有するT・スノウ Thad Snow の存在である。⁽²²⁾ 北部出身のリベラルな文筆家であり、「ブウツヒール

の哲人」とも呼ばれた彼は、北部に近接し、プランターの支配力がそれほど強固ではないという地の利を生かして、STFU運動の積極的な宣伝者・保護者となった。

いま一つの有利な条件は、連邦政府の農場保障局 Farm Security Administration (FSA) が、全国九九カ所⁽²³⁾で実施した自作農創設事業の一つが、この地域でも始まったことであつた。すなわち三十七年、FSAによって、ニューマドリッド郡ラフォーージュ地区で六、七〇〇エイカの土地が購入され、白人六〇家族、黒人四〇家族の小作農たちが一緒に収容された(人種隔離原則への挑戦)。こうして彼らの自作農化を漸進的にはかる進歩的事業(通称ラ・フォーージュ計画 La Forge Project)が始まり、地域支配層の敵意にもかかわらず、その成功ぶりには目覚しいものがあつた。⁽²⁴⁾そしてこの事業の管理者H・ベイシュ Hans Basch に助けられて三十七年以降、ウィットフィールド自身がこの地に居を移すなど、この事業体全体が、STFU運動の活動拠点となつたのである。⁽²⁵⁾

(3) 公道沿いのすわりこみデモの展開

作付制限補償金の配分割合を改めた新農業調整法のもとで、予想どおり三八年末から三九年初にかけて、土地追いたての動きは津波のような高まりをみせた。⁽²⁶⁾小作農を追いたててるばあい、一〇日間の猶予つきの追いたて通告を一月一日に発するのが、この地域の慣例であつた。ウィットフィールドの推定によると、三九年の元旦に「一〇日以内の退去」を通告された小作農は、実に九〇〇家族にのぼつたといふ。⁽²⁷⁾

これより先、未曾有の追いたての切迫を察知していたウィットフィールドらはセントルイスに赴き、アラバマのSCUのリーダーで共産黨員であつたA・マーフィ Al Murphyらと協議を重ね、追いたての不当性と惨状

を全米に知らせるため、非暴力で整然とした公道上のすわりこみストライキ sit down strike⁽²⁸⁾ を決行する方針を固めていた。十二月のある教会での集会の席上、ウィットフィールドは説いた。「どうせ飢えねばならないのなら、公衆の面前で、深く飢えようではないか！」と。この方針に秘密裡に——当時不仲を深めていたSTFU本部にも秘密に、小作農社会のすみずみにまで伝わっていった。

三九年一月九日夜から十日朝にかけて、行動が開始された。事前に集結点は、国道 U. S. Highway 六〇号線と六一号線ぞいと定められていた（第二図参照）。十日の昼頃には、すでに参加者は一、〇〇〇人以上に膨れあがり、道路ぞいは半分こわれた自動車・古ぼけた馬車・家財道具のつまった古トラックで、ごったがえしたという警察筋の報告によると、参加者は最終的には、約三三〇家族、一、三〇七人に達した⁽²⁹⁾。彼らは、二つの国道の交叉点 Stileston を中心に一三カ所のキャンプに分れてすわりこんだ。「日雇い」としてなら雇ってやろうというプランターの誘いを拒否してこの行動に参加したクロッパーも少なくなかった⁽³⁰⁾。彼らは、賃労働者への転換を拒否し、小作農としての救済を要求したのである。

キャンプの模様について、著者はこう描写している。「車のある者はそこで眠ることができた。女子供や老人は優先的にそこで休めた。無蓋のトラックも寝場所となり、その上にベットやコーン皮のつまったマットレスがもちこまれた。車をもたぬ者は皆、地面にじかにマットレスや毛布を敷いて寝た。しかしこれでは、じめじめした地面からの湿気を到底ふせぎきれなかった。そこで彼らは、焚き火をかこんで夜をあかし〔營養歌や靈歌をうたって〕、身をくたくたにさせて、初めて眠りがとれる有様であった⁽³¹⁾。」

一月一二日には、冷雨がふりだした。夜に入ると雪に変わり、翌朝あたり一面は銀世界となった。氷点下に近い

寒気のなかで肅然とつづくシエクロッパ―のすわりこみストライキ——このコントラストは、異常な劇的効果
をうみだした。全米の関心は、このブツヒールの一角にすいよせられ、全国的な救援活動が組織され始めた。

他方、直後の狼狽からぬけだしたプランターたちは、郡ごとに大会を開き、この運動は外部の騒動屋のしわざ
に相違なく、小作農たちに四〇エイカの土地を与える・あの忌わしい土地革命の徴候であるとして、警戒を呼び
かけた。⁽³²⁾

ついに五日目の一月十四日、州権力が発動され、公衆の面前からこの惨状を隠す作業が始まった。警察は力づ
くでキャンプをとりこわした。そして退去を拒否した大多数のクロッパ―たちは、二四台のトラックにおしこめ
られ、人眼につかぬ場所数カ所⁽³³⁾に移送し収容される結果となった。

(4) 運動の結末

① クロッパ―ヴィルの自力建設

この間、白人暴徒のリンチを逃れて、セントルイスから運動を指揮していたウィットフィールドらは、いき場
所のないクロッパ―を収容するため、ラ・フォージュ方式の協同農場を新たにつくろうと試みていた。しかしな
がら、当時の南部農民運動をめぐる社会・共産両党間の対立激化(後述)のあおりをうけたこともあって、政府
機関を動かした広大な土地を確保するには、なお力不足であった。結局、共産党やUCAPAWA側の援助で進め
られた募金・救援運動の結果ブツヒール西部の Popular Bath 近くに(第2図参照)、九〇エイカの土地が購入
されるにとどまったのである。そして、州権力によって隔離「保護」されていた小作農たちのうち、黒人八〇家

族、白人一五家族がひきとられ、ひとまず六月十七日にこの地に入植することとなった。

この入植地の規模からいって、運動参加者の希求したような農民的自立の不可能なことは当然であった。クロッパーヴィル Croppersville と呼ばれるようになったこの地は、彼らが賃仕事にでかけるための生活拠点以上のものとはなりえなかつたのである。そして他所での生活のメドがついた者から、次第にたち去っていき、その後この地の居住者数は減少の一途をたどつたといふ。⁽³⁴⁾

② 支配層の政策転換

三九年末が近づくとつれて、ブウツヒール一帯には再び不穏な空気がみなぎりはじめた。「四〇年一月には一、五〇〇人が追いたてられる」といううわさがとびかつた。この時、すでにSTFUから分離してUCAPAWAに直接結集していたミズーリ州の小作農組織は、「大量追いたてには再度公道すわりこみで対抗せよ」というピラ・ちらしを小作農社会に大量に散布し、プランター側に警告を發した。一枚のピラは、こう訴えている。「プランターは、クロッパーを放逐 Kick out したおかげで二倍の支払をうけ、逆にクロッパーは無一文となる。これがまっとうなことだろうか。これがニューディールといえるだろうか。われわれクロッパーにとって、ニューディールとは『ひどい扱ひ』Raw Dealを意味する!』⁽³⁵⁾と。

この事態をまえに、州当局は積極的な介入に転じた。第一にスターク州知事は、闘争を激発させるような大量の一斉おいたてをなすだけ抑制すること、やむをえぬばあいでも追いたて期日を二月一日まで延期するよう、プランター社会に懇請し、闘争の再発を防いだ。

第二に、連邦政府やアーカンソー州などの先例にならない、小作制問題の解決方針の策定機関として、知事任命

の「地主—シェアロッパー問題委員会」が設置された。⁽³⁶⁾

他方この間、事態の推移とともに、プランター側は次第に、従来の農場保障局(FSA)敵視の態度を改め、闘争の抑制と土地清掃の円滑化のためには、FSAの積極的利用も辞さぬ方向に転じつつあった。⁽³⁷⁾こうして「地主—シェアロッパー問題委員会」は、概ねFSAの主導下で進められ、四〇年二月には、新たな解決方針を策定するに至った。

新方針の核心は、次のように要約できる。すなわちプランターから若干の土地の提供をうけ、そこに公費で賃労働者用住宅を建設して、路頭にさまよう小作農(調査の結果、対象者は四〇年二月現在九二五家族と見積られていた)を可能なかぎり収容する、というものであった。

この方針にたつてFSAがおこなった最大の事業が、デルモ住宅計画 Delmo Home Project——五〇戸から七五戸からなる労働者用住宅(四〇エイカならぬ一エイカの菜園つき)群を建設し、クロッパータちに低家賃で貸付けようという計画である。⁽³⁹⁾このようなデルモ住宅は、ブワツヒールで一〇カ所建設され、四一年から入居が始まった。

このように土地清掃の動きを容認し前提したうえで、追いたてられた小作農を賃労働者として救済すること——これが新方針の際だった特徴であった。事実、著者はこう書いている。「デルモ住宅計画の背景には、プランターと農業労働者の間の共存共栄という思想がある。住居つきの農業労働者がいるおかげで、プランターは安定した労働力供給を約束されたのである」。⁽⁴⁰⁾

③ 運動の限界

地主的土地清掃と南部民衆運動の交錯(藤岡)

a 地主的土地清掃の貫徹

ブツツヒールにおけるこの闘争によっても、プランター的大土地所有を多少とも大規模に細分する土地革命は達成されなかった。しかもまた、土地追いたての違法性判断を、事実上現地のプランター層に委ねた農業調整法の「尻ぬけ条項」——小作農の怨嗟のまどであったこの条項を変えることもできなかった。したがって、この闘争の結果、追いたてに伴う社会的摩擦の若干の軽減措置はかちえたとしても、土地清掃の進展という基本方向そのものを変えることはできなかったといわなければならない⁽⁴¹⁾。実際、四〇年度にも相当規模の追いたて事件が続発したし、その後も土地清掃は間断なく進行することとなった⁽⁴²⁾。

事態の総括的結果について、一九四三年に連邦議会の席上、あの「ブツツヒールの哲人」T・スノウは、次のように証言している。

「私の住むミシシッピ郡に即してお話ししますと、一九三〇年代初頭には、棉花の九割はシェアクロッピング制でつくられ、日雇労働は一割にすぎませんでした。現在ではこの比率は完全に逆転しています。つまり今では、私の郡の棉花の九割は、日雇労働で栽培され、シェアクロッピング⁽⁴³⁾制部分は僅か一割だけという有様です。」

第二表は、ブツツヒールの小作制度の清掃Ⅱ崩壊過程を概観したものである。それによると、三〇～三五年の間は、小作農数の微増の事実を示されるように、小作制度はまだ比較的安定していたこと、小作農数の

第2表 小作制度の崩壊過程

(ブツツヒール7郡)

	(A) 農場総数	(B) 小作農場数	小作率 (B)/(A)
1930	22,418	17,318	77.3%
35	24,099	17,736	73.6
40	21,431	12,975	60.5
50	21,776	11,193	51.4
59	13,239	6,231	47.1
69	8,091	2,242	27.7

出所) 1940 Census of Agriculture, vol.1
pt.2 1950 Census, vol.1 pt.10
1959 Census, vol.1 pt.17
1969 Census, vol.1 pt.17より作成

減少は三五年以降本格化し、以後雪崩のような勢いで、この過程が進んだことがわかる。こうして五九年の小作農数は、三五年当時のわずかに強に激減し、六九年になると、かつての小作農八人のうち七人までは一掃¹¹消滅されるに至るのである。

b 社共の分裂と闘争の衰退

ブウツヒールで燃えあがった抵抗運動の日々はまた、南部農民運動をめぐる社会・共産両党、STFUとUCAPAWAとの対立が決定的な破局に突入した時期でもあった。すなわち、H・L・ミッチェルら、STFU社会党系指導部は、組織のつとりの不信任感から三八年一二月末に共産党系指導者の除名をおこない、翌三九年三月UCAPAWAからの脱退を宣言するに至る、等々。⁽⁴⁴⁾これにたいして黒人組合員の多数やミズーリ・オクラホマ両州のSTFU組織が、UCAPAWA側の新組織に移行するなど、STFU—UCAPAWA連合勢力が、最高の組織勢力を有していた・この時期に、南部農民・農業労働運動はほぼ真二つに分裂したのである。

両勢力の戦略戦術の評価や分裂の是非にたち入ることは、本稿の課題ではない。ここでは次の点を確認しておけば足りる。深刻な分裂抗争の渦中で、両組織の払った犠牲は余りにも大きく傷ましいものであった。土地国有—農民的土地革命の綱領をかかげて、組合員数四万人近くにまで急成長をとげ、全国的労働運動CIO—UCA—PAWAとの合同によって一層の飛躍をめざしていたSTFUは、内紛のなかで一挙にそのメンバーの $\frac{3}{4}$ を失い、その後も衰退をつづけた。他方CIO—UCAPAWA側の南部への影響力も、致命的な打撃をこうむらざるをえなかった。そしてこの事情が、ブウツヒールの運動展開にも決定的に不利な条件となったことは、もはや多言を要しないであらう。⁽⁴⁶⁾

地主層が自ら古い土地関係の破壊にのりだし始めた一九三〇年代は、農民的土地革命の成就にとって恐らく最後の機会であった。⁽⁴⁷⁾しかしUCAPAWA—STFUの分裂・衰退によって土地革命の主体的条件は、大きな後退を余儀なくされた。そして事実上、一九三九年のこのミズーリの公道すわりこみ運動をもって、地主的土地清掃の進行そのものにとたいする大規模な組織的抵抗は幕をとじることとなったのである。

- (1) この最強のプランテーション帝国の開発＝建設については、R. L. Brandon, *Cotton Kingdom of the New South: A History of the Yazoo Mississippi Delta from Reconstruction to the Twentieth Century*, 1967 を参照。
- (2) これらの諸点については、L. Cantor, *A Prologue to the Protest Movement: The Missouri Sharecropper Roadside Demonstration of 1939, 1969*, pp. 5～7 を参照。
- (3) *Ibid.*, p. 6.
- (4) たとえば一九三九年の農場保障局(FSA)の調査によると、ブワツヒール七郡の全農地面積の半は、五〇〇エイカ以上の大土地所有によって占められていたという。*(Ibid.*, p. 8)
- (5) 一九四〇年におこなわれたニューマドリッド郡在住の九九人のシェアクロッパーの生地調査によると、ミンシツピ・アーカンソー・テネシーの三州の出身者は五四・四％に達し、逆にミズーリ州生れは二二・三％にすぎなかった。*(Ibid.*, p. 172)
- (6) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (7) FSAの四〇年の実態調査によると黒人農業人口のばあい、その二九・八％がクロッパー、四二・〇％が賃労働者であった。一方白人のばあい、その比率は各々一九・九％、三一・三％にすぎなかった。*(Ibid.*, p. 173)
- (8) *Ibid.* p. 173. なおミズーリ州の黒人農業人口全体の六九・〇％が、ブワツヒール七郡に集中していた。*(Ibid.*, p. 173)
- (9) *Ibid.*, p. 9.
- (10) たとえば一九四〇年のニューマドリッド郡では、繰棉業者が直接支配する農場は六四〇あったが、そのうち賃労働

を使って直営するのは四四にすぎなかった。(ibid., p. 9)

(11) *Ibid.*, p. 10.

(12) なお一般に南東部にいくほど、この転換期の到来が早まる傾向にあったようである。拙稿「一九四〇年代末合衆国南部黒土地帯の経済的動向②」『八代学院大学紀要』十五号、一九七八年九月、六五・七一ページ。

(13) この点については、おもしろくあたり D. H. Grubbs, *Cry from the Cotton*, 1971, pp. 23-26, を参照。

(14) J. S. Vandiver, *Changing Realm of King Cotton*, in R. W. Mack (ed.), *The Changing South*, 1970, p. 28.

(15) この運動の詳細は、上杉忍「アメリカ南部棉作プランテーション地域における農民、農業労働者のたたかひ(一九三二—一九三六年)」『歴史学研究』四二六号、一九七五年十一月、四一七ページ。また運動参加の一黑人活動家から三二—一九三六年)』『歴史学研究』四二六号、一九七五年十一月、四一七ページ。また運動参加の一黑人活動家からの聞き書をまとめた T. Rosengarten, *All God's Dangers: The Life of Nate Shaw*, 1974 年、庄巻である。アラバマ黒土地帯の状況については、拙稿「一九四〇年代末合衆国南部黒土地帯の経済的動向①」『八代学院大学紀要』十三号、一九七七年、参照。

(16) S. T. F. U 運動の詳細については、D. H. Grubbs, *op. cit.*, pp. 62~192, D. E. Conrad, *The Forgotten Farmers: The Story of Sharecroppers in the New Deal*, 1965, の五・八章、運動の指導者 H. L. Mitchell 自身の回想録 *Mean Things Happening on this Land*, 1979, 邦語文献としては、秋元英一氏の一連の労作「一九三〇年代アメリカ南部の農民運動①」—Southern Tenant Farmers' Union の軌跡—」『経済系』第一〇六号、一九七五年十二月、およびその続編「同②」『経済系』第一〇八号、一九七六年六月などを参照。また上杉忍、前掲論文および古賀邦子「ニューディール期の農民運動—南部小作農組合について—」『アメリカ研究』七号、一九七三年もあわせて参照のこと。

(17) 合衆国共産党は、すでに二八年十月以来黒人密集地帯の黒人人民を自決権をもつ被抑圧民族と規定し、徹底した土地革命と民族自決にもとづく黒人解放の戦略を提唱していた。他方 S. T. F. U は、三六年一月の第二回大会で、「一六〇エイカ以上の農地の国有化(一部有償方式)」と「すべての形態の小作制度の廃止」を主張する土地綱領をまとめたという(秋元英一、前掲論文②)、一四—一五ページ)。また南部小作農間の土地(自作化)要求が当時いかに強烈・切実であったかを、S. T. F. U が実施した「土地制度アンケート」の結果が如実に示している。秋元、前掲論文②、

地主的土地清掃と南部民衆運動の交錯(藤岡)

一三一—一四ページ参照。

- (18) L. Cantor, *op. cit.*, p. 43.
- (19) 一九三八年に改正された農業調整法の第八条(f)項が、それである。cf. L. Cantor, *op. cit.*, p. 21.
- (20) この点の詳細は、むしろあたり秋元、前掲論文(1)の第二章をよむ。D. H. Grubbs, *op. cit.*, pp. 84-86, 89-106 を参照。
- (21) L. Cantor, *op. cit.*, p. 34.
- (22) *Ibid.*, p. 28. また D. H. Grubbs, *op. cit.*, p. 86 を参照。
- (23) FSAの全体像については、秋元英一「FSA 政策史略説」『経済系』一〇〇号、七四年五月や S. Baldwin, *Poverty and Politics: The Rise and Decline of the Farm Security Administration*, 1968; P. E. Mertz, *New Deal Policy and Southern Rural Poverty*, 1978 など参照。ワシントン・デルタ地帯を対象を絞った「この事業の実施過程を追跡した労作」として Donald Holley, *Uncle Sam's Farmers: The New Deal Communities in the Lower Mississippi Valley*, 1975 がある。
- (24) たとえば、三十七年の入所当時、小作農たちの平均所持額は二八ドルにすぎなかったが、四〇年には彼らの手持ち財産は一、四〇〇ドル、貯え額は三七七ドルに増えたという。L. Cantor, *op. cit.*, pp. 141-142.
- (25) *Ibid.*, pp. 33-34.
- (26) その理由については、二〇〇エイカを有する一人のプランターが次のように直截に証言している。すなわち、新法のもとでは彼の経営のほかに、シエアクロッパーを全部お払い箱にして賃労働者にきりかえた方が、年間一、五〇〇—二、〇〇〇ドルの得になると。cf. *ibid.*, p. 45
- (27) *Ibid.*, p. 50.
- (28) これと類似した先例は、すでにいくつもあったようである。たとえば三六年一月、アーカンソー州クロス郡のプランターによってSTFUメンバーとその家族一〇五人が追いたてられた際に、小作農たちは、「テントコロニー」を設けて激しく抵抗し、結局組合による「デルタ協同農場」づくりのきっかけとなった。また同年五月七月の同州北部三部でSTFUがおこなった棉作除草ストの際も、組合メンバーを狙いうちする形で追いたて事件が続出し、「ハイウェイ六四号線には五〇家族四つのキャンプがみいだされた」という。(秋元「一九三〇年代アメリカ南部の

- 農民運動(1)「前出、二八—二九ページおよび同上論文(2)」、前出、一六一—一七ページ。また、D. H. Grubbs, *op. cit.*, p. 89 も参照)。ブワツヒールの闘争はこれら先例のより大規模で意識的・組織的な形で再現だといつてよい。(cf. D. H. Grubbs, *op. cit.*, p. 181)
- (29) FBI報告によると、二五一家族、一六一人だという。いずれにせよ、ウィットフィールドの推定した追いたて小作農総数の約半が、このデモに参加してきたわけである。また参加者の九割以上は、黒人だったといわれる。cf. L. Cantor, *op. cit.*, pp. 64-65.
- (30) *Ibid.*, p. 66.
- (31) *Ibid.*, p. 79.
- (32) たとえば、一月二日採択のニューマドリッド郡プランター大会の決議文 (*ibid.*, p. 179) をみよ。なおその後、この運動の真の黒幕は、当時農民的土地革命を断行しつつあったメキシコの革命政権と同国亡命中のL・トロツキーその人だという虚報が、T・スノウによって流され、プランター階級をいっそう脅愕させたという。プランター階級がメキシコ革命の南部への波及に再現をいかに危惧していたかの証左として興味深い。*ibid.*, p. 125, pp. 183-185.
- (33) そのうち、およそ一〇〇家族、五〇〇人はニューマドリッド郡 Birds Point にある四〇ヘイカの郡有地に入ったん
 収容された。(*ibid.*, p. 86)
- (34) *Ibid.*, p. 94.
- (35) *Ibid.*, p. 139.
- (36) この委員会には、クロッパ側を代表して、UCAPAWA からウィットフィールドら2名が参加した。
- (37) すでに三九年度から、この地域へのFSAの農場更生融資 rehabilitation loan 額が急増し、同年だけで一・一萬農場に五〇万ドルが貸付けられたという。(*ibid.* p. 147)
- (38) 新方針の細部の内容については秋元英一「FSA政策史略説」『経済系』一〇〇号、一九七四年、一一三ページを参照。
- (39) L. Cantor, *op. cit.*, p. 144.
- (40) *Ibid.*, p. 144.

- (41) 著者の次の指摘は、ニューディール農政の基本性格を考えるうえで大変示唆的だと思われる。「ウォーレス〔農務長官〕はじめ並いるAAA計画の主導者たちが、自己の「残酷な」小作農政策を弁解するためにもちだす議論とは、次のような代物であった。すなわち農業の機械化のためにシェア cropping 制は、おそかれ早かれ破壊されてしまうであろう。とすれば、現行の農業立法は公正さの点では多くの犠牲を生むものかもしれないが、しかし右の不可避的過程を最短期間で終了してしまう上では役にたつのである」(ibid., p. 155)。また農務長官ウォーレスは、ブワッヒールの小作農の惨状に同情して対策を問うた大統領夫人エリノア・ローズベルトにたいして、右の見地になつて次のような回答を書き送つたという。すなわち今日では、農業人口は絶対的に過剰であるばかりか、AAAのめざす農業の近代化＝機械化のためにこの傾向はいっそう加速されざるをえない。したがって今日、農業人口の農村外への大規模な排出は絶対的に不可避である」と。彼はこの点を強調して、大統領夫人の「感傷」的誤りを正そうとしたのである。(ibid., p. 156)
- (42) たとえば、ミンシッピ郡からの報告によると「一九四〇年度の土地追いたては、三九年と同程度に大規模なものであり、その後も状況は余り改善されたとはいえない」等々。(ibid., p. 151)
- (43) Thad Snow, U. S. Congress, Senate, Subcommittee of the Committee on Appropriation, Hearings, 77th Cong., 2nd Sess., 1943, pp. 1086-1087 (L. Cantor, op. cit., p. 151 以下重引)。
- (44) L. Cantor, op. cit., pp. 114-120, また D. H. Grubbs, op. cit., の第八章のくわに pp. 174-186 も参照。
- (45) 注(17)をみよ。
- (46) たとえば次の指摘をみよ。「もし仮に、Gardner Jackson〔STFUの有力後援者〕・UCAPAWAとSTFUが相互間で争うよりも、プランターとの闘争の方に熱心であったならば、「ブワッヒールの」結果は異なっていたであらう」。(D. H. Grubbs, op. cit., p. 182)
- (47) 一般に農民的土地革命の実現可能な時期は、一時的経過的な性格のものである。なぜならそれは農民層分解の進展程度と地主経営の資本主義経営への移行の程度という客観的事情によって根本的に制約されるだけでなく、革命運動の主体的成熟の程度にも依存するからである。ロシア革命に即してこの問題を追究したレーニンは、土地革命の可能な時期を「昨日ではまだ早く、明日ではもう手遅れになりかねぬような一時期」と表現したことがある。

第3表 南部における小作制度の崩壊
(単位：万農場)

	1930	1940	1950	1959	1969
(a) 南部の農場 総数	322.4	300.7	265.2	164.5	116.1
(b) 南部の小作 農場数	179.1	144.9	90.5	36.6	13.6
(b)/(a) (%)	55.6	48.2	34.1	22.2	11.7
(c) 南部のクロ ッパー農場数	77.6	54.1	34.7	12.1	—(1)
(c)/(a) (%)	24.1	18.0	13.1	7.4	—

(1) 調査対象から除外された。
(出所) *Historical Statistics of the U.S., Colonial Times to 1970*,
p. 465 より作成。

(1) 対象地域の概観

三 テネシー州ファイエット郡・一九六〇年

一九四〇年代以降も地主的土地清掃は、南部全域でひきつづき進展し、その間に南部のあの伝統的な小作制度は、劇的な崩壊をみることとなった。

次の第三表は、この地主による土地清掃過程の大規模さ・急速さ・深刻さをくっきりと示している。第一に一九三〇年の南部において一七九・一万家族も存在した小作農は、六九年にはその $\frac{1}{13}$ のわずか一三・六万家族へと文字どおり地すべりに減少したことがわかる。かくて南部の農場総数中の小作農場の比率は、かつての五五・六%という高率からわずか一一・七%へと減少したのである。

第二に読みとれる事實は、大地主経営「プランテーション」で好んで用いられたクロッパーという型の小作農の減少が、特別に急激であるということである。三〇年には七七・六万家族みだされたクロッパーは、五九年には一二・一万に激減するに至り、ついに同年以降は統計上からその姿を消しさってしまうのである。この事實は、大地主「プランター」による土地

清掃がとりわけ大規模かつ急激であったことを物語っている。

地主は小作農の住居・施設を跡かたなくとりこわし、零細な小作農場間の境界をとり払い、自己の経営を賃労働とトラクターを用いる資本主義的大農場へと改造していくことになった。⁽¹⁾ この過程は同時に、プランテーションの分割⁽¹⁾ 土地革命の客観的基盤そのものを、最終的にとり除く過程でもあった。

本節ではテネシー州ファイエット Fayette 郡を対象にして(前掲第一回参照)、土地革命の条件が失なわれたのちに、デルタ地帯農村部のなかでは最も早く、いわば自生的に展開されることとなったこの郡の公民権運動を、地主的土地清掃過程末期との交錯という視点から検討することにした。

南部屈指の大都市メンフィスの東隣に位置するファイエット郡は、デルタの棉作プランテーション地帯純農村部に属する典型的⁽¹⁾ 標準的な地域の一つだといつてよい。たとえば一九五九年時点で、同郡の人口約二四、六〇

〇人のうち約% (六八・九%) は黒人であり、その大多数は白人地主の土地で働く貧しいシェアロッパーたちであった。一九五二〜五九年の間に、投票できた黒人はわずか一七人だけであり、人種差別⁽²⁾ 隔離の原則が教育制度は⁽²⁾ じめ生活のほぼすべての面を支配していた、等々。

上の第四表によると、まず第一に四〇年時点では小作農比率が八二・七%に達し、しかもその圧倒的部分が黒人であるなど、この郡のデルタ地帯的特徴をくつきりと示すものとなっている。

第二に、その後この郡でも、小作制度の衰退がかなり着実にすすみ、

第4表 小作制度の崩壊過程
(テネシー州ファイエット郡)

	(A) 農場総数	(B) 小作農場数	小作率 (A)/(B) %
1940	5,669 (4,165)	4,689 (3,792)	82.7
1950	5,015	3,831	76.4
1959	3,451 (2,410)	2,346 (1,968)	68.0
1969	1,442	288	19.9

注) () 内は黒人農場数
出所) 1940 Census of Agriculture, vol. 1 pt. 4, 1950 Census, vol. 1 pt. 19, 1959 Census, vol. 1, pt. 31, 1969 Census, vol. 1, pt. 31. より作成

四〇〇五九年の間に小作農数は半減（四、六八九から二、三四六へ）した。とはいへ南部の小作農数は、同期間中に約半にまで激減した事実を想起するなら（第三表参照）、この郡にはまだ比較的多くの小作農が残っていたことがわかる。

最後に、五九〇六九年の間に小作農数の新たな激減が生じ、小作農比率は南部の平均水準近くまで、一挙に落ちこむこととなった。次項がその理由の一端を明らかにするであろう。

（2） 公民権運動の展開と地主的土地清掃の発動

一九五〇年代に入ると、南部の都市部の黒人労働者・小市民層を担い手として、公民権運動が嵐のような高揚をみせはじめた。地主的土地清掃の結果、大量の黒人たちが南部諸都市になだれこんだことが、運動展開の一件となったのである。

他方六〇年代に入ると都市部の公民権運動に刺激され、旧秩序の最後の牙城Ⅱプランテーション地帯へも、平等な政治的・市民的権利要求の火の手が燃えひろがっていくことになった。その意味でメンフィス市に隣接するという地の利が、ファイエット郡でのいち早い運動展開の条件となったことは想像に難くない。

この郡では、白人殺害の容疑をかけられた一黒人被告支援の裁判闘争のなかから、五九年春最初の公民権運動組織 Fayette County Civic and Welfare League が誕生する。そしてこの組織は同年八月から黒人の有権者登録⁽³⁾のしほった運動を始め、六〇年末までに一、四〇〇人、六五年頃には四、三〇〇人の登録に成功した。

六三・四年頃から北部からの公民権活動家の支援が活発になるとともに、要求は公教育の人種隔離の撤廃や福

社の充実など多面的となってくる。しかし他方では、三〇年代の最大の課題であった・あの土地革命^{II}農民的自立というスローガンは、全く姿を消しさることとなった。

これにたいしてプランターなど白人支配層は、黒人登録者にたいする商取引の停止・ボイコットという制裁措置で応えようとした。そして特に、土地追いたての波から辛じて生きのびてきた黒人小作農にたいしては、土地清掃のいわば追討^ち的発動^{てい}の脅しでもって登録運動の抑制を試みたのである。

こうして実際に、六〇年度末に、登録にふみきった小作農の集中的追いたて事件が発生することとなった。追いたてられた小作農のうち、いき場のない家族を収容するために、一人の黒人自作農が所有地を開放し、そこに多数のテントがはられた。この通称「テント・シテイ」には、結局二五七人の黒人が収容され、六〇〜六一年の苛烈な冬をすごしたのである。⁽⁴⁾

その一人であるE・ウィリアムズ Ealy B. Williams は、自からの体験を次のように語っている。「五九年に私は有権者登録にでかけました。登録すれば追いたてをくらうと皆がうわさしていたもので、登録後本当に追いたてるのかと、地主のところ聞きにきました。彼は、そうだ、と答えました。追いたてをくった時は、ちょうどテント・シテイが始まったときでした。テントが提供されたので、私もそこへ移ったわけです。確かはじめはテントが一四あったと思います。最初にもらったテントは、幅一四フィート長さ一六フィートという狭いものでした。……妻と四人の子どもと一緒に、そこに住んだのです。……雨降りのときは、ことのほか惨めでした。テント・シテイの地面は軟弱だったので、ひざまで泥につかる有様だったのです。」⁽⁵⁾さらにその後、道路沿いに彼のテントがあったため、深夜何者かに狙撃され、彼の腕は射抜かれた。その二・三日後も再び彼のテント

が銃撃をうけた。そして結局、彼の一家のばあい、この地に二〇カ月もの間収容された、等々。

この惨状は全米の注視をあつめ、全国的支援運動もたかまり、四五人の地主・二四人の商人を相手どった裁判闘争がおこなわれるなどした。⁽⁶⁾しかし第四表が示したように、もはや六〇年代の土地清掃の最終盤的な進展を阻むことはできなかったのである。このようにファイエット郡の公民権運動は、地主による土地清掃の末期的^一一方的発動に脅かされつつ、土地革命の条件を欠いた土台のうえで苦闘を強いられた一つの実例だといつてよい。

(3) 小 括

三〇年代の南部では、公民権運動の胎動はまだ部分的・萌芽的であった。この時期には、五〇年代以降のような政治的民主主義の運動の爆発的高揚なしに、地主的土地清掃の途を阻止・粉碎し、土地革命を志向する運動が、いわば先行的に展開され、潰えさっていったのである。

しかし地主的土地清掃の貫徹[＝]資本[＝]賃労働関係の大規模な創出は、公民権運動を本格的に展開する条件を都市、ついで農村部に準備する過程でもあった。そしてその結果、およそ二〇年の後に、つまり土地革命をめぐる闘争がすでに基本的には決着し終わった段階で、南部の旧秩序にたいする闘争が「プランテーション的南部」の心臓部にまで波及することとなった。

これにたいしてファイエット郡のばあい、すでに最終局面にあった地主的土地清掃が残存小作農にたいして、いわば公民権運動への弾圧手段たる意味をこめて一方的に発動されるという構図が支配することとなった。こうして公民権運動は、土地革命の基盤喪失という条件のもとで、不可避的な苦闘を強いられつつ、しかし強固な運

動の力で自己の市民的要求を部分的に貫徹していった——本稿の事例に即すかぎり、さしあたり上のような見とおしが、浮びあがってくるように思われる。

とはいえ他方では、このような見とおしが全南部的範囲で、どれだけの普遍妥当性をもつものなのか。またこの事情が公民権運動の展開過程およびその後の南部社会の変容のあり方に、いかなる影響を与えたのか、という肝心の点については本稿は、いまだ示唆以上のものを与えなかった。この点の十全な解明は、今後の課題として残しておきたい。

(1) さしあたり拙稿「地主的土地清掃と南部経済の変貌過程」『経済科学通信』一八号、一九七七年、一四ページを参照。

(2) Robert Hamburger, *Our Portion of Hell—Fayette County, Tennessee: An Oral History of the Struggle for Civil Rights*, 1973, p. ix, 4.

(3) *Ibid.*, pp. 5-6.

(4) *Ibid.*, p. 6.

(5) *Ibid.*, pp. 74-75.

(6) *Ibid.*, p. 6.

(7) マラント黒土地帯に於て同種の事件が頻発したことを P. Good, *The American Serf: A Report on Poverty in Rural South*, 1968 の第一章が示している。六四年末に生じた一事件については拙稿「一九四〇年代末合衆国南部黒土地帯の経済的動向(2)」『八代学院大学紀要』一五号、一九七八年、六六ページを参照。またジョン・ヒューレット『黒豹党』はいかに組織されたか(S・カーマイケル・太田竜編訳『アメリカの黒い蜂起』一九六八年所収)は、六六年当時の黒土地帯ラウンズ Loundes 郡における公民権運動と土地清掃との対抗関係についての興味深い叙述を与えている。

〔追記〕 本稿は、一九八〇年度文部省科学研究費にもとづく研究の一部である。